

## 総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会

## 第 6 回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る

## タスク・フォース議事概要（案）

日 時：平成 29 年 12 月 20 日（水）10:00～12:00

於：中央合同庁舎第 8 号館 8 階 特別中会議室

出席者：

（構成員） 青野由利、阿久津英憲、石原理、伊藤たてお、加藤和人、神里彩子、  
原山優子、福井次矢、藤田みさお、町野朔、松原洋一、山口照英、  
米村滋人

（招聘者） 文部科学省 研究振興局ライフサイエンス課 課長 永井 雅規  
文部科学省 研究振興局ライフサイエンス課 安全対策官 杉江 達也  
厚生労働省 大臣官房厚生科学課 研究企画官 下川 昌文  
厚生労働省 こども家庭局 母子保健課 課長 北澤 潤

（事務局） 山脇 良雄 統括官、生川 浩史 審議官、加藤 祐一 参事官

議 事：

## 1. 開 会

## 2. 議 題

- （1）「第 5 回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」議事録について
- （2）「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」報告書（案）について
- （3）その他

## 3. 閉 会

（配布資料）

- 資 料 1 第 5 回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース議事録（案）
- 資 料 2 「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」報告書（素案）
- 資 料 3 「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」報告書添付参考資料（案）

（参考資料）

- 参考資料 1 「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」報告書（案）（修正箇所見えけし版）
- 参考資料 2 「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」報告書（素案）（第 5 回 TF\_資料 2）
- 参考資料 3 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォースにおける検討の進め方（第 4 回 TF\_資料 2）

○福井座長 それでは10時になりましたので、ただいまから第6回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース(以下「TF」という。)を開催したいと思います。

構成員の皆様には、師走の何となく気ぜわしくなった時期にもかかわらず御参集いただきまして、ありがとうございます。

最初に、事務局から本日のTF構成員の出欠状況及び会議の成立状況について報告をお願いします。

○加藤参事官 構成員の出席状況を報告させていただきます。本日は金田構成員から御欠席との御連絡を頂いております。また、米村構成員からは出席という御連絡を事前には頂いておりますが、まだお見えになっておりません。

会議の成立状況につきまして、本日はTF構成員14名のうち、現時点で過半数以上の13名の構成員に御出席いただいております。構成員が過半数を超えておりますので、運営規則第7条第1項の規定に基づき、会議が成立していることを御報告します。

以上です。

○福井座長 引き続きまして、本日の配布資料及び議事進行に当たっての注意事項を事務局からお願いします。

○加藤参事官 本日の配布資料につき、説明いたします。配布資料は1枚目の議事次第に一覧表を載せておりますが、本日は資料1、2、3、あと参考資料として参考資料1、2、3を配布しております。また、机上にはドッジファイルを置かせていただいております。

資料の不足、落丁等がございましたら、会議途中でも構いませんので、事務局までお知らせください。

続きまして、議事進行に当たっての注意点をお伝えします。円滑な議事の進行のため、これ以降の写真等の撮影はお控えいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○福井座長 本日は議事次第にございますように、議題が3つ上がっております。時間の大部分は2番目の報告書案についての御議論に費やして頂くことになります。

最初に、議事1、前回のTFの議事録案についての確認をお願いいたします。議事録案は資料1にございます。構成員の皆様には事前に確認していただいておりますけれども、いかがでしょうか。何か議事録について、今御指摘されるところがありましたら。

ないようでしたら、御了解いただけますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議事録は運営規則の規定に基づきまして、公開したいと思います。

続きまして、議事2に移ります。

前回の第5回TF会議で、またその後に追加で、構成員の皆様からいろいろ御意見を頂き、修正いたしました報告書案が資料2として事務局から提案されております。

それでは事務局から、前回からの修正点等についての説明をお願いしたいと思います。

○加藤参事官 資料2の報告書案を説明いたします。

本日は、11月21日の報告書案を参考資料2として配付しております。11月21日の報告書案からの修正点を中心に説明させていただきます。参考資料1として、11月21日の報告書案から、本日の資料2の報告書案への修正箇所を見消しで示しております。以後の説明では資料2の報告書案を修正案と呼び、参考資料2の11月21日時点の報告書案を前回案と呼びます。説明は、資料2の修正案に沿って修正箇所を中心に説明しますが、参考資料1の修正箇所の見消し版を補助資料として使用いたします。

修正箇所は構成員方からの意見を踏まえたもの、標記の統一、誤記の修正等があります。構成員方からの意見を踏まえて修正された箇所を中心に説明いたします。標記の統一、誤記修正については参考資料1の見消しを御参照ください。

資料2の修正案の1頁、参考資料1の1頁を御覧ください。資料2の修正案に沿って説明します。

行番号13を御覧ください。このヒト受精卵胚尊重を原則とする「基本的考え方」の箇所ですが、「ヒト受精卵胚尊重を原則とする」を追記しました。

行番号16の「標的とする遺伝子の」について、「標的とする」を追記しました。また、同じ行のゲノム編集技術につきましては注釈を追記しました。欄外の注釈2のゲノム編集技術の記述は、前回案では7頁の注6から移したものでございます。ここではゲノム編集技術としておりますが、これ以降、ゲノム編集技術以外の技術を含む場合には、ゲノム編集技術等と「等」を追記しております。

2頁目を御覧ください。

1行目の文について、先ほど述べたとおり、修正案ではゲノム編集技術等と「等」を追記しております。また、「病因等に関連する遺伝子解析等の技術の進展と相まって」に修正しております。同じ文の3行目ですが、「根治的療法の開発へとつながる可能性が示唆されている」は、前回案では「期待されている」でしたが、修正案では「可能性が示唆される」と変更しております。

次の文については「これら療法、疾患の研究に資する知見が得られる可能性」になっていますが、前回案での「有効性への可能性を示す結果」となっており、それから変更しております。

6から10行目の段落については、ゲノム編集技術等に関連する課題点が明文化されていないとの御意見から追記されたものです。

読み上げますと、「しかし、「基本的考え方」が対象とするヒト受精卵胚については、その初期発生、発育(分化)等について未だ解明されていない点が多数存在している。また、ゲノム編集技術等にはオフターゲット、モザイクの発生、個体発生への影響のみならず後の世代にまで及ぶ遺伝的な影響等の未だ影響される課題もある。」欄外の注5に個体発生の説明を追記しました。

行番号21では、本年5月19日の生命倫理専門調査会において了承された今後の

検討方針からTFの設置理由である、「検討が必要な課題又は対象について集中的に検討を行うことに加え効率的に結論を得るために」を追記しました。

4頁に移ります。(2)タスク・フォースにおける検討内容について移ります。

5行目から6行目にかけて、「基礎的研究を目的とする場合及び研究として行われる臨床応用の場合に」と修正しております。前回案では、「研究目的及び医療応用」とされておりました。前回TFでは研究と医療を区別すべきとの意見がありました。このため、前回案での医療応用を修正案では「研究として行われる臨床利用」と表記を統一的に修正しております。この修正にあわせて、基礎的研究を目的とする場合の表記に修正しております。基礎的研究、臨床利用の定義を注として加えております。注6の基礎的研究について、前回案を一部変更し、ヒトや動物にゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植しない(個体産生につながらない)研究をいう。一方、注7の臨床利用については、ヒトや動物にゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植する(個体産生につながる)利用としています。

8行目については、前回案では研究目的となっていたものを、今説明したように、「基礎的研究を目的とする場合に」修正しています。

25から28行目は、なぜ受精卵に対しゲノム編集を行う意義があるのかの説明が社会的理解を得るために必要との御意見を踏まえて、追記されたものです。本文を読み上げますと、

一方、ゲノム編集技術等をヒト受精胚に適切に用いることによって初期胚段階の遺伝子の働きを理解することが可能となることにより、生殖補助医療等に資する知見が得られる可能性があることから、適切な研究の実施が可能となる体制の構築が求められている。

29から31行目にかけては、一部字句の修正ですが、本報告書の最後、「5. まとめ」に関連する記述ですので読み上げさせていただきます。

このような状況に鑑み、まず「生殖補助医療研究」を目的とする基礎的研究に対する適切な制度的枠組みを策定する必要があり、そのため速やかに「指針」の策定

を行うことが望ましいとの結論に至った。

5頁目に移ります。

5から9行目の、「難病等遺伝性疾患研究」の段階については、前回案は分かりづらいとの後指摘がありましたので、修正案では6行目から「ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる基礎的研究が病因解明等に資すると考えられる疾患の選定及びその有効性に関する見解を学会等から得た上で」と見解について説明を追記しました。5から11行目の段落、11、12行目は、最後の「5. まとめ」において3つ目の丸として掲げられております。

13から16行目の段落の修正箇所は、参考資料1の5頁の見消しにあるとおりですが、14行目の可能な限り、先行して策定した指針等を順次拡充、統合していく等により包括的な指針等として策定していくことを目指すと、指針等を追記し、法律等による制度的枠組みに対応しています。また、この段落は、「5. まとめ」の4つ目の丸として掲げられています。

17行目の②のタイトルについて、前回案では「医療応用について」とされていましたが、先ほど説明したとおり、研究と医療を区別するため、②研究として行われる「臨床利用について」と修正しています。

18行目から35行目については、参考資料1の見消し版の5頁に示されているとおり、標記の統一のため修正されているほか、33行目から、研究として行われる臨床利用として、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚をヒト又は動物の胎内へ移植することについては、いかなる目的の研究であっても、現時点で容認することはできないとの結論に至ったとして、「いかなる目的の研究であっても」と追記しております。また、この箇所は「5. まとめ」の2番目の丸として上げられています。

6頁目に移ります。1から6行目の段落は、研究として行う臨床利用を明確化したことを受け、医療として提供する場合を追記したものです。

読み上げますと、「なお、本タスク・フォースは、医療提供として行われる臨床利用を直接の検討対象としてはいないが、ヒト受精胚の取扱いを伴うものについて、上

述の検討に合わせて議論を行ったところ、研究として行われる臨床利用と同様の課題があることから、医療提供として行われる臨床利用であったとしてもゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚をヒト又は動物の胎内に移植することは容認できないとの見解に至った。

3. 生殖補助医療研究を目的とする指針の策定における留意事項の(1)に移ります。

21行目から7頁の8行目にかけての修正の多くは、用語・標記の統一によるものです。参考資料1の見直し版では、6頁、7頁となります。

6頁、27行目から7頁の3行目にかけては、「5. まとめ」と関連するため読み上げます。

「生殖補助医療研究」を目的としたヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる基礎的研究において使用し得るヒト受精胚について、当面は、生殖補助医療の際に生じる余剰胚に限ることとし、7頁目に移ります。

このような研究に研究用新規作成胚を利用すること、すなわち研究材料として使用するために新たに受精によりヒト受精胚を作成し利用することは禁止とする。とされており、余剰胚については、「5. まとめ」の最初の丸での余剰胚の記述につながっております。

4行目から8行目までの修正は標記・用語の統一でございます。

9行目から8頁の6行目までの(2)対象とする技術の範囲についての修正箇所は、参考資料1の7、8頁のとおりで、修正箇所の多くは標記・用語の統一でございます。

8頁に移ってください。

(3)研究計画の倫理審査体制についてですが、前回案では、案の1と案の2の2つの案を併記しておりました。案1は、審査を研究機関の倫理審査委員会と国の2段階とするもの。案2は、研究機関の倫理審査委員会の審査と国へは届出を行うものでした。前回11月のTFにおける検討の結果、案1をもとに構成員からの意見を踏

まえて修正案を準備することとなりました。構成員から出された意見として、ヒト胚の重要性、なぜ国による指針への適合性確認が必要なのか。国が責任を持つべきなどを踏まえて、修正案を示しております。8から11行目の段落は新たに追記したものの、12行目から9頁の4行目までは前回案に対しての段落配置の順番を入れ替えたり、記述が相当程度変更されていますので、本文を読み上げます。

「基本的考え方」においてヒト受精胚は、「人の生命の萌芽」として位置づけられており、その使用及び減失を伴う研究の実施に当たっては、「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持することに加え、人間の道具化・手段化を防止すること等の取扱いが必要であるとされている。

これら「基本的考え方」に基づく取扱いの遵守を確保するために、ヒト受精胚の使用及び減失を伴う研究を対象とする「ヒトES細胞の樹立に関する指針」、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」等の指針が既に策定されている。これらの既存の指針においては、ヒト受精胚の利用及び減失を伴う研究の科学的・倫理的妥当性を担保する必要があることから、各機関の倫理審査委員会による倫理審査に加えて、国がこれら指針への適合性についての確認を行う手順を定めている。

ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究の審査等の手続に当たっても、ヒト受精胚の使用及び減失を伴うことから、上述の指針と同程度の慎重な審査手続が採用されるべきである。加えて、当該研究に係る審査においては、ゲノム編集技術等の有用性・安全性に関する最新の知見を踏まえた審査が必要である一方、これら審査に対応できる人材は限られていることから、標準的な審査水準に基づく科学的・倫理的妥当性に関する審査を可能とするために、関連する学会等と連携する審査体制の整備が必要である。

#### ① 審査体制について

生殖補助医療研究を目的とするヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる基礎的研究の審査等に当たっては、当面、上述の既存の「指針」と同様に各機関の「倫理審査委員会」による倫理審査及び国による指針への適合性について確認を行う

2段階の手続とすることが適当である。

一方、社会状況に対応したヒト受精胚の取扱いに係る生命倫理の遵守と、人の健康と福祉に関する幸福追求に基づく病因究明等のための研究開発の推進の双方の均衡をより適切に実現できるよう検討する必要があるとの観点から、関連の研究開発の動向、各機関の倫理審査委員会の倫理審査内容の評価、今後策定される指針等の制度的枠組みに基づく遵守状況、国際的状况等に基づき、一定の期間を経た後、生命倫理専門調査会等において、第三者組織等による手続も視野に、審査体制について改めて検討を行い、必要な改善を図ることとする。

9頁の②関連する学会等との連携についてに移ります。

修正箇所は標記の統一が数力所あるほか、16行目の学会、医療関係団体等の意見を踏まえて慎重に行うことが必要であると「慎重」を追記しております。

(4)ヒト受精胚の取扱いに当たっての遵守事項等に移ります。資料の10頁に移ってください。10頁、6行目からの追記して検討対象とすることが望ましい事項として、ヒト受精胚の遺伝子情報の保護、管理、利用及びその提供。研究目的等に係る国民の理解を深めるための普及啓発及び審査等の透明性の確保。最初の丸については、遺伝情報の提供についての指摘を受け、その提供を追記しました。また、情報を一元化し、国内での研究状況の見える化、知ることについての意見を受け、審査等の透明性の確保を追記しております。

4. 規制の枠組みについての修正箇所は、参考資料1の11、12頁のとおりで、その多くは標記の統一、正確な記述です。

「5. まとめ」に移ります。まとめの修正箇所も参考資料1の12頁のとおりで、多くは標記・用語の統一となっています。まとめについて、本文を読み上げます。

本報告では、まず将来の生殖補助医療に資する可能性がある「生殖補助医療研究」を目的とした余剰胚へのゲノム編集技術等を用いる研究に係る指針の策定を行うことが望ましいとの結論に至った。併せて当該指針の策定に当たっての留意事項の検討結果を「3 生殖補助医療研究を目的とする指針の策定における留意事

項」のとおり取りまとめた。

以上の結論に基づき、文部科学省及び厚生労働省において指針の策定作業等を速やかに行われることを期待する。

また、研究として行われる臨床利用においては、「生殖補助医療研究」を目的とした場合であっても、現時点では、倫理面、安全面での課題があることから、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を、ヒト及び動物の胎内へ移植することは容認できないとの結論に至った。

難病等遺伝性疾患研究及び疾患（がん等）研究を目的とする基礎的研究に係る検討については、これらの疾患に係る学会等の見解が得られ次第、本タスク・フォースにおいて速やかに行うとともに、これら以外の「核置換」等の検討についても、今後進めていくこととする。

上記に関連する指針等の策定を行う場合においては、複数の細分化したものとするではなく、可能な限り、先行して策定した指針等を順次拡充、統合していく等により包括的な指針等として策定していくことを目指す。

説明は以上です。

○福井座長 ありがとうございます。以前の案より随分精緻なものになってきていると思います。

それではただいま説明していただいた報告書案についての検討をお願いしたいと思います。できましたら本日のTFで一定の結論に達したいと考えておりますので、御協力のほどお願いいたします。

報告書は5つの項目から成り立っておりますので、長短はございますけれども項目ごとに検討を進めたいと思います。

まず項目1、1頁から2頁のかなりの下のところまでになりますけれども、この経緯につきまして、御意見等ございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

ゲノム編集技術等という言葉など明確に定義をされてきていると思いますけれど

も、いかがでしょうか。

途中でまたもとに戻るということも必要であればしたいと思いますので、2に移りましょうか。2のタスク・フォースにおける検討につきましてはいかがでしょう。6頁の6行目までにわたりますが、ただ抜粋のところが1頁ございますので、実質的には2頁少々ということになりますが、この部分につきまして何か御意見はございませんでしょうか。

加藤構成員、どうぞ。

○加藤構成員 小さいところから話を始める方がやりやすいかなと思いますので。4頁の注のところ。基礎的研究と臨床利用を分けていただくのは、これでよいと思うんですが、この注の具体的な文章として、括弧に入っている「個体発生につながる」という表現は恐らく研究として移植をする場合には、最初は移植してすぐとめるということになるんじゃないかと思うので、ずっと成長させると個体発生につながるんですけど、そこは余り言い過ぎない方がいいんじゃないかと思ひまして、「個体発生につながる可能性がある」という言い方を例えばしてはどうか私は思います。

○福井座長 これは個体発生でなく、個体発生の方がよろしいわけですか。

○加藤構成員 いえ。産生です。

○福井座長 産生でよろしいですか。

○加藤構成員 はい。

○福井座長 御意見としては個体発生につながる可能性がある、または可能性がないということで。

○加藤構成員 移植するとそのまま個体になるわけじゃないので。

○福井座長 上は個体発生につながる可能性のない研究となるんでしょうか。

○加藤構成員 上は絶対につながらないと思いますので。下は可能性があると。やり方次第では個体の産生まで行くと。

○福井座長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

町野構成員どうぞ。

○町野構成員 確認ですが、ヒト受精胚を着床させた後に中絶するというのも研究の内容として「あり」とお考えでしょうか。というのはこれはクローン技術規制法をつくったときに、どうして禁止するのは「産生」ではなく「着床」にしたかという、中絶はできないというのが日本の現行法上の体制ですので、産生させなくても処罰することにしたのです。研究者の方々着床させた後でも中絶させる、要するにそこで毀滅するという研究を許容する趣旨でおっしゃったのでしょうか。

これはだからだめだという趣旨ではないんですが。

○加藤構成員 了解しています。私はかなり単純にというか、いろいろな場合があるだろうという。その議論を始めると実際に大きな議論になると思いますが、実際問題としてはいろいろな場合があるだろうという意味です。だからどうするかはもちろんその時点で検討するし、そもそもその検討を始めるかどうかさえもあると思いますけれども。

○町野構成員 私、「可能性がある」とする加藤案には賛成なんですけれども、この問題は母体保護法との関係で非常に微妙なところです。

○加藤構成員 ちょっと慎重になった方がいいかもしれませんね。確かにね。

○福井座長 どうでしょうか。

米村構成員どうぞ。

○米村構成員 加藤構成員の御提案も大変魅力的であると感じましたが、報告書の記載においては指針の策定に向けた一定の具体的な概念を示す必要もありますので、「個体産生につながる可能性がある」ですと、ちょっと概念が不明確になってしまうような気がいたしました。ですからここは、過去の法制定時の経緯とどこまで類似しているのか、はっきりとは私の方で承知しておりませんが、クローン技術規制法の規定ぶりと同様に、子宮内着床させるかどうかということで分け、むしろ括弧書

きを削除した方がいいのではないかという気がした次第です。

ちなみに、ここでは「ヒトや動物に……移植する……利用」という形で書かれており、ヒトや動物のどこに移植するのか明確にされておられません。現状の指針の枠組みで可能かどうかは何とも言えませんが、一応あり得る臨床利用として、ゲノム編集技術を用いたヒト受精胚を作成し、そこからES細胞を樹立して、ES細胞を用いた通常の細胞治療等を行うということもあり得なくはないので、それをこの臨床利用に含めるかどうかという問題も出てきてしまうような気がしております。

ですから、「個体産生につながる」という趣旨を汲むのであれば、子宮内、胎内に移植するというふうに限定した方がいいのではないかというふうに思った次第です。御検討いただければ幸いです。

○福井座長 案としましては、「ヒトや動物の子宮内に」という言葉を入れた上で、「括弧の個体産生につながる」というのを削除してはどうかということですね。

このことにつましてはいかがでしょうか。移植するという行為だけに焦点を合わせて、それがどういう意味を持つとか、そういうことはここには書き込まないということだと思いたいますが。

町野構成員。

○町野構成員 私はそれで結構だと思うんですが、やはり恐れるのは、これは動物に対して何かするのも臨床研究だというふうに誤解されることです。もともとどうして胎内に着床させることが問題かという、産生につながるからです。産生、つまり生まれた子供に対して障害が残るとか、影響が残るということもありましょう。さらに、ヒト胚自体に対する影響も臨床試験の一つだ、ヒト胚も人体と同じレベルだという考え方もありましょう。しかし、クローン技術規制法はそのようなことを考えていたわけではなかったと思います。また、動物とヒトとを区別せず、どちらの胎内に着床することも禁止したというのは産生のことを考えたためで、ヒトの受精胚を動物なんかに植え込むのは人間の尊厳に反するみたいな議論でもありませんでした。そういう御理解であれば、私は今の米村案でも結構だという具合に思います。

○福井座長 いかがでしょうか。阿久津構成員、御意見ございますか。

○阿久津構成員 細かいことなんですけれども、米村構成員の子宮内じゃなくて、やはり胎内の方がいいのかなと思います。というのも、胚は子宮だけじゃなくて、例えば腹腔内の胎囊のところで着床して育ちますので、すごい細かなことなんですけれども、胎内がいいのかなと思います。

○加藤構成員 ある意味重要な議論をしたという気はするんですけど、私が指摘してしまったために。町野構成員がおっしゃる、いろいろなことを書かないとうまく表現できないというのは重要だと思いまして、単純に個体発生につながる過程を踏み出すので、実はもとのままでもいいのかなというふうに思いました。そしてかつ、胎内に移植するという、今おっしゃったことを入れれば、そのことを議論する場ではこの部分はそうでないという理解で。

○福井座長 ただいまの案ですと、ヒトや動物の胎内にゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植する(個体産生につながる)というのはそのまま、利用をいう。という案でございますが。

これでよろしいですか。米村構成員、いかがですか。

○米村構成員 括弧書きの外と中で若干違う内容を意味していると受けとられないのであれば、それでもいいと思っています。

○福井座長 事務局、どうぞ。

○加藤参事官 一応言葉で胎内という言葉が出てきましたけど、「胎内」なのか。「体内」か、一応確認をさせていただきたいと思います。

○福井座長 先ほどの阿久津構成員の話ですと、「体」と思いますけど。違いますか？

○福井座長 子宮外の話もされたんじゃないかなかったです。つけ。

○米村構成員 子宮内にせよ子宮外にせよ、妊娠を成立させることを記述するという、ことですので、「胎内」だと思います。

○町野構成員 「胎内」というのはクローン技術規制法の条文そのものを持ってくるという話です。米村構成員が言われることもそうだと思います。クローン技術規制法のとくも少し若干議論があつて、動物と人の胎内への着床だけであつて、人工子宮を用いることは含まれていない。また、阿久津構成員が指摘されたように、「胎」だけにしたことによつて、例えば胃に着床させたりするのは外れるということになります。

だくど、立法当時は、今の医療技術の段階ではそこまで考える必要はないだらうということでした。話としてはややこしいですけれども、大したことではないと言えぱ大したことじゃないということだと思ひます。

○福井座長 それではもとの案ということで、よろしいですか。

○米村構成員 「胎内」を入れないということでしょうか。

○福井座長 入れないでということはいかがですか。

○米村構成員 「胎内」というのを入れた方がいいと思ひますが。

○福井座長 よろしいですか。

石原構成員。

○石原構成員 私は個人的には、その「胎内」という言葉は余りこつう文章において適切なものではないのではないかとつうふうに考えます。

○福井座長 何となく私もそつうな印象を持ってしまうんですけれども。

○米村構成員 そうすると、私が先ほどが申し上げたように、ES細胞を通常の細胞治療に用いた場合、たとえば網膜細胞として移植するやうな治療も全部禁止であると受けとられる可能性もあるのですが、それでよろしいんでしょうか。

○福井座長 山口構成員、どうぞ。

○山口構成員 多分ここのところ、今米村構成員がおっしゃったヒト受精胚について、ES細胞から目的とする細胞をつくつて投与する場合はまた別の問題とつうふうに僕は考えておりますが。

○福井座長 原山構成員、どうぞ。

○原山構成員 折衷案的なのですが、基礎的研究に関しては「個体産生につながらない」の表記は必要ないので、中絶する可能性を残しても問題ないと。臨床利用に関しては「個体産生につながる可能性がある」というふうにしておけば、趣旨としては胎内に戻すというときに、ということになるので、それで落とすというのが一つかなというふうに思います。

○福井座長 胎内というのは入れないで、ヒトや…

○原山構成員 もう入れずにして、「個体産生につながる可能性がある」というと、必然的にそうなる。

○福井座長 いかがでしょうか。

○加藤構成員 町野構成員が大丈夫とおっしゃっていただければ。次の議論、他の議論として取り上げていただくという前提で、今はその言葉で。

○福井座長 それでは原山構成員の案で、この部分は。「ヒトや動物にゲノム編集技術等」という文章にして、それから括弧は「個体産生につながる可能性のある利用をいう。」ということをお願いします。

○福井座長 この第2項目めにつきましては、そのほかのところはいかがでしょうか。6頁目の6行目まででございますが。

石原構成員、どうぞ。

○石原構成員 1点だけ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

5頁の一番下の34、35行目のところでありますが、ここでは「ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚をヒト又は動物の胎内へ移植することについては、いかなる目的の研究であっても、現時点で容認することはできないとの結論に至った。」と記載がしてあります。これはここに書いてありますように、これまでの議論のことですが、次の頁の6頁のところに、「なお」以下であります、「直接の検討対象としていない」と書いてございますけれども、この後の5行目、6行目に書いてある記載は、「医療提

供として行われる臨床利用であったとしてもゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚をヒト又は動物の胎内へ移植することは容認できないとの見解に至った。」という、微妙に異なる表現があるのは何か意図があるのでしょうか。例えば「いかなる目的の研究であっても」があったり、なかったり、あるいは現時点でがあったり、なかったり、結論と見解、このあたりのことだけ教えていただきたいんですが。

意図して書いてあるのか。それともたまたま違う記載になったということなのか、教えてください。

○福井座長 原山構成員、どうぞ。

○原山構成員 事務局から説明させますが。

すみません。ここでの議論の対象とするのは研究を対象としている。そういう意味で医療行為に関しては、我々の検討対象外なんだけど、ここでの考え方としては、先ほどおっしゃった6頁の頭というのは、「医療提供」という、医療の行為に関して言及しているわけなので、我々の検討対象外ではあるが、しかしこれに関してはこういう議論を行ったという報告の話です。そういう意味で5頁までが我々の所轄範囲で、ちょっとはみ出したところも書いているけども、準じた考え方とするところなるという説明にしているという、そういう文脈です。

○加藤参事官 補足的に説明させていただきますと、今この報告書の中では、生殖補助医療について指針を策定するという形に我が国はなっております。10頁の4項目の「規制の枠組について」のところでは、32行目から「医療提供目的のヒト受精胚の取扱いについては、指針の直接の対象とならないことから」との記載もありますので、報告書の整理として指針を前提に医療に対してどういう考えを持つかということをも明記するため、6頁にあるような「なお」の段落をつけて明確にするという意味で書かせていただいております。

○福井座長 山口構成員。

○山口構成員 意図はよく分かりました。我々遺伝子治療のところでも今、指針の改訂をやっているんですけど、対象は研究なので、ただ遺伝子治療も医療行為としてやら

れている可能性もあるので、そういう意味でこの辺の部分の書きぶりはそういうふう  
に書いていただくのはいいのかなと思ったんですけど、多分、石原構成員のおっし  
ゃったところは、5頁は結論に至ったで、6頁は見解に至ったと、そういう書きぶりの  
意味合いの違いは何かということが重要なことだと思ったんです。

○福井座長 これは検討対象から外れているから、少しそういう対象の意味合いが違うと  
いうことで、原山構成員のお話だったように思います。

何かございますか。

○生川審議官 今、御指摘があったとおりでございまして、5頁の方はこのTFの守備範囲  
でございまして、「結論に至った」ということで明確に書かせていただいた上で、6  
頁の一番上のところは参考、関連する議論ということでありますので、結論と書くの  
は少し強いかなということで「見解に至った」と、そういう書き方にさせていただいて  
いるということでございます。

○福井座長 青野構成員、どうぞ。

○青野構成員 私もその書きぶりが実はちょっと気になったんで、追加で申し上げます。

つまり、このなお、本TFから、この3の前までの「見解に至った」のこの部分が何  
となくその論理が逆転しているように感じられるんですけども。そもそも、医療提  
供として行われる臨床利用というのはもう認めないんだという前提があって、研究の  
ことについて検討してこうだというような、どちらが土台なのか、といったことが逆転し  
ているように思われるので、私はそこが何となく引っかかったということなんですけれ  
ども、その辺はどうなのでしょう。

つまり、この前に書いてあることと、今石原構成員が御指摘になった、「結論に至  
った」というこの部分と、「見解に至った」という部分はほぼ同一のことが書かれてい  
るということですよ。

○生川審議官 同一のこと、おっしゃったとおりだと思うんですが、同一の考え方、認識に  
基づいて同じような結論に至っているという意味においてはそうだと思うんですが、  
今の御指摘は、「なお書き」があって、5頁の結論が出ているんじゃないかというよう

な御指摘かなというふうに受け止めましたが、そうじゃなくて、ここに書かせていただいているように、かくかくしかじかの理由があって、基本的には容認することはできないという結論に至ったという形にさせていただいておりますので、それはそういう整理で書かせていただいているということであろうかとは思います。

○福井座長 加藤構成員どうぞ。

○加藤構成員 原山構成員に確認なんですけれども。中間まとめをつくったときには、大きく臨床応用というか、個体発生につながるようなところはよくない。認めないということは議論したと思うんですね。その後、整理をしていく中で、今回のように臨床利用なんだけど2種類あって、ここは守備範囲は研究なのということを確認にして、それでこの文章に至ったと。そういう意味では私はこのままでよいのではないかと考えているんですけど、それでよろしいですか。

○原山構成員 正にそのとおりで、ここの目的というのは指針に結びつけるという議論なので、やはり対象はしっかりと明確にしないといけないと。だけれども我々が機械的にこういうふうに線引きしてしまうだけでは不十分であるという認識を持っているので、指針向けにはこのバージョンで5頁までなんだけれども、その先も考えなくてはいけないという促しを出しているのがここです。これがおっしゃったように、親会の方でも議論されたことがある程度反映されているし、これがまた次のフェーズにつながるという伸びしろみたいなものを含ませているということです。

医療行為に関して、我々は親会の方も物を申す立場ではないわけなんです。一応対象として。なんだけれども、そこでまったく触れないことによって、社会に対する責任的なことが薄れてしまうという認識があったので、ちょっとはみ出した形で議論しています。それは多分今後も続けていくやりだと思っております。

○加藤構成員 私としては、ですから見解という言葉は、日本語としても非常によいのではないかと考えております。

○福井座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは次の3項目め。正にその6頁の7行目からですが、生殖補助医療研究を目的とする指針の策定における留意事項、この部分が10頁の13行目までになりますが、この部分が長いですが、いかがでしょうか。何か御意見等ございましたら、お願いします。

青野構成員どうぞ。

○青野構成員 10頁の4の前まででいいんですね。そうしますと、10頁の4行目で「国民の適切な理解を促すことが研究の推進に重要である」という記述がございます。これは国民の適切な理解と研究の推進が完全につながってしまっているのが、私はちょっと気になります。というのは、理解した結果として、それは推進ではなくて抑制だということもあり得ると思うので、これは研究の推進という言葉は要らないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○福井座長 いかがでしょうか。「国民の適切な理解が重要である」ぐらいでいいという御意見でしょうか。

○青野構成員 そうです。必ずしも推進のために理解があるのではないと思うのでということです。

○福井座長 適切な理解が得られないと、研究を中断させる圧力がいろいろかかるということはございませんでしょうか。いろいろな。

○青野構成員 もちろんそうです。ですから推進のために理解がある場合もあるけれども、逆に、つまりここ言われているその後の透明性の確保というところにつながっていくと思うんですが、透明性の確保がなぜ重要であるかといえば、それは必ずしも推進だけのためではないというふうに思うからということです。

○福井座長 いかがでしょうか。ただいまの御意見につきまして。

伊藤構成員、どうぞ。

○伊藤構成員 国民の理解がというか、研究の推進のための理解というふうに理解されるよりは、ちょっと別な考え方の方がいいかなと思います。

○福井座長 原山構成員どうぞ。

○原山構成員 ここでの趣旨というのは、行け行けどんどんだから、それを理解せよというのでは全くないので、そう誤解されてしまうと困るという趣旨でお二人の意見を伺いました。ですので「国民の適切な理解を促すことが重要であるとの意見が出された」で十分だと私も思います。

○福井座長 よろしいでしょうか。

それではそのように変更していただくということで。

ほかにはいかがでしょうか。

藤田構成員、どうぞ。

○藤田構成員 質問なんですけれども、参考資料1でいいますと9頁、29行目なんですけれども、加筆された部分で、「生命倫理専門調査会等において、第三者組織等による手続も視野に」と書いてあるんですけれども、質問ですが、この手続って具体的に何を指しているのかということをお聞きできれば。もし審査の依頼とかそういうことじゃなければ教えていただきたいですし、もしそうだとすればこのような書き方にされた意図というのをお聞きできれば……

○加藤参事官 手続につきましては、その前の8頁、同じ参考資料1の30行目から33行目までにかけて書いてあります。

読み上げさせていただきますと、31行目の「各機関の倫理審査委員会による倫理審査に加えて、国がこれら指針への適合性についての確認を行う手続きを定め」という、ここの趣旨で、いわゆる倫理審査という科学的あるいは倫理的な審査については研究機関の倫理審査、国は指針への適合性の確認という形で、この両者を含める過程として手続という形をいっております。

○藤田構成員 ではその「第三者組織等」というのは、審査を行うかもしれないですし、確認を行うかもしれない。従来、研究機関の中の審査委員会がやるような業務と、国がやるような確認の業務を外部委託する可能性があるという、そういう記載なんで

しょうか。

○加藤参事官 前回のTFにおきまして出された意見で私どもが理解しておりますと、第三者組織は、各機関の倫理審査委員会での審査を行うのではなくて、国の適合性の確認というところを主に想定した議論だったというふうに理解しております。各機関の倫理審査は今のところ、想定はされていないかと理解しております。

○福井座長 原山構成員。

○原山構成員 今の質問趣旨というのは、ここの「第三者組織による手続」って何なのかが不明だということで、ここで言いたかったのは、今2段階の審査をこの中では提言していると。何年間か、これで制度を回した結果、もし一つの道としてこの第三者組織的な可能性があるというふうに書きたかったんですね。事務局としては。まだ何も議論しているものではないので、可能性として「視野に」というふうにすごく柔らかくしているんですが、多分「手続」というのが何だかよく私もつかめないのもので、少し書きぶりの調整だと思うんですが。

○生川審議官 このところは、むしろ構成員の方々から御意見を頂いている過程で、こういう一節を入れたらいいんじゃないかという御指摘があったので、私共として入れさせていただいたということでもございますので、むしろこの場でどういうものが適切かということで御議論をいただいてもいいのかなというふうに思います。

ただ書いてある趣旨は、今、原山構成員の方から説明があったように、国と研究機関での2段階になっている手続のことを、ここでは手続といわせていただいて、それを第三者も含めたような形でやっていくという可能性があるんじゃないかという御指摘を頂いて書かせていただいているということでもあります。

○福井座長 町野構成員。

○町野構成員 前回までの議論で私が理解したところでは、現在、ES細胞の樹立については、研究倫理審査委員会（「Institutional Review Board:IRB」。以下「IRB」という。）と国の審査という2段階になっています。まず一つの議論は、これが非常に煩雑であって時間がかかり過ぎるから、もうちょっと簡略化することはできないだろう

か。例えばES細胞の使用については、国の方は改めて審査をせずに届出だけで足りるように後でしたから、そういうことが考えられないか。もう一つは国が倫理審査をするというのはそもそも越権ではないだろうかという議論です。

以上のことを考慮した上で、まず第三者機関を1回つくってみるということも考えられないか。もう一つは、国の審査手続は、研究が指針に適合していることを確認するのにとどめるべきか、あるいは倫理審査までするのか。そういうような議論でこれが出てきたというふうに私は理解したのですが、そうするともうちょっと分かりやすく書けという話になるのかもしれない。

○福井座長 米村構成員。

○米村構成員 この部分は、私の前回のTFでの発言、及びその後の報告書案に対する私からの事務局提出意見に基づいて挿入された部分であろうと認識しております。

基本的な趣旨は、今、町野構成員に御説明いただいたとおりです。私の個人的な意見としては、将来的にはできれば二重審査の形ではなく、一段階審査で単一の組織が倫理審査と適法性確認の両者を行えるようにした方が望ましいように思っておりますが、それが実現できるかどうかははっきりしない部分もあります。各施設内の倫理審査委員会における倫理審査を残すべきだという御議論もあるでしょうし、国が一定の範囲で適法性について責任を持つことも必要だという御議論もあるかもしれません。

したがって、最終的にどういう制度設計になるかははっきりしないところがあるので、「手続」という表現で、「審査」の部分进行代替する可能性も、「確認」の部分进行代替する可能性も、両方の可能性が開かれているという前提で書かせていただいたものです。

○福井座長 青野構成員、どうぞ。

○青野構成員 そうしますと、ここから「第三者組織等による手続きも視野に」の部分进行削ってしまうというオプションはないんでしょうか。この第三者組織等をここにどうしても入れておかななくてはならないんでしょうか。今、伺うといろいろなかなり幅広い可能性

を視野に入れているということであれば、限定しないということで削ってしまうということはいかがでしょうか。

○米村構成員 基本的に、やはり先ほど町野構成員がおっしゃったとおりなんですが、現状のES指針等における国と倫理審査委員会の倫理審査の二重審査というのが非常に手続が煩雑で、時間もかかるという認識があります。なるべくその仕組みをこちらに流用するということはやめた方がよいという認識が私にはありますので、そのことを少なくとも明らかにする限度では、「第三者組織等による手続を検討すべきである」という内容はやはり入れるべきだと思っております。

○藤田構成員 よろしいでしょうか。

それでしたら例えば「第三者組織等による審査や確認などの手続きも視野に」とか書いていただくとよろしいのかなと思うんですけど。

○米村構成員 それは御指摘のとおりであろうと思いますので、そのように修正することについては異論はございません。

○福井座長 いかがでしょうか。

加藤構成員、どうぞ。

○加藤構成員 私もどちらかというと米村構成員の意見に賛成でして、やはり今後、倫理審査委員会自体がもう少し統合されて、水準が上った上で一つのところで審査するということが、どの分野においても実現していく方がいいのではないかと考えています。そういう意味ではこの第三者というのは入れておいていいと思います。ただ、分かりにくいのは、私もこの会議に来る前に思っておりました。

ですから例えば注釈として、機関なり、審査委員会や国などとは異なる別の組織などを想定しているとか、もう少し注釈として例えば書けないかなと思うんですが。

○福井座長 原山構成員、どうぞ。

○原山構成員 ここでの趣旨は、この指針というのが1回つくったら、それをずっとというより改善をしていくという方針を入れたかったので、ここの30行のところで、「必要な

改善を図ること」、それは備忘的に入れているんですね。例えばの話でこれが第三者組織になっていて、やり方はやってみないと分からないところがあるので、ちょっと簡単に書くとなると、「第三者組織などの活用も視野に審査体制を」というふうな形にしておく、と、手続というのが引っ掛かっちゃったんです。私自身もね。なのでそういうものを使っていく。

第三者機関というのは、通常この言葉から理解するのは国でも当事者でもなく、それ以外の第三者も視野に入れてという話で、ちょっとふんわりと包んでおいた方が無難じゃないのかなと。ここではそこまでどういう形にするかというのが、議論を詰めていなかったし、指針の中に入れていただくのが、これも検討指標ではないので、これは次の段階だと思うんですね。

○福井座長 伊藤構成員。

○伊藤構成員 とても分かりにくいところだと思うのですが、この間の議論では、国の責任といえますか、国の関与が必要だということで、二重にということがあったと思うのですけれども、それをなくしてしまうと、国がこれだけの重要な問題で責任を持つのか、持たないのか、どう関与するのかが分からなくなってくると思いますので、ここを明確にしておいた方がいいのではないかと思います。

資料2の8頁の31行目も、それまではこの議題が審査体制についてということで、その前まではこの「各機関の「倫理審査委員会」による倫理審査及び」まではいいのですけれども、そこが阻害になっているのですが、その後、国がどう関与するかということはちょっと不明確で、この31行目になると、「2段階の手続とすることが適当である」としています。この手続というのと、その前に審査体制と言っている審査が、手続の中でどう評価されているのか分からなくなってきた、それで、更にこの次の今議論になっている第三者組織になると、国は一体関与するのか、しないのか、このところを明確にしておかないと、何かよく分からないのですが。

○福井座長 内容としましては、各機関の倫理審査委員会による倫理審査と、それから、国が適合性について確認するという、その2つの手続をしましょうというのが提言です。

○伊藤構成員 審査ではなく手続ですか。

○福井座長 国は確認という言葉を使っています、ここでは。

○原山構成員 多分ここで、審査体制という言葉と手続と2つの言葉が入っているので、統一するのであれば、「2段階の審査体制とする」というふうにした方が明確なのではないかと。そうですね。

○福井座長 じゃあ、手続という言葉を使いかえるということですね。

○藤田構成員 「2段階の審査体制」ともした場合、国も審査するんですかということになるかと。

○福井座長 確認ですね、片方は。

○藤田構成員 なので、手続というのは、恐らく審査と確認という意味であろうとは思いますが。

○福井座長 では先に、町野構成員、どうぞ。

○町野構成員 確認ということを書いてあるんですけども、じゃあ全然倫理審査をしないかということ、実際は、指針に反していないかを確認するときに実際はやらざるを得ないことはあります。もちろん指針をつくったときの考え方は、指針が倫理の内容を決めているのだから、これ以上倫理の内容に立入る必要はないという考え方です。ES指針だとか、いろいろな倫理指針がつけられているところで、俺の倫理は違うという人間が出てこないようにしている訳です。その意味では最初のIRBでの審査についても、指針に適合しているかどうかの確認です。

しかし、これが指針に適合しているかを確認するときに、倫理的な判断をしなきゃいけないときがやはり出てきます。私が経験した例では、ES細胞の使用についての最初の事例です。当時はES細胞の樹立と使用はともに、IRBと国の二段審査でした。当時は国内ではまだES細胞は樹立されておりましたから、海外から輸入して使用する計画であったのですが、輸入されたES細胞は新鮮胚を使って樹立されたものでした。そのときの指針は、海外で樹立であっても、国内の倫理指針の

基本と同じでなければならないとされていたので、その条項の解釈をめぐって、じゃあこれは認められるのかどうかということで議論したんですね。

米村構成員などの意見では、国の側が、こういうことであっても倫理審査をやるのは適切じゃないと、もうちょっと客観的に第三者機関を出してやりなさいというものでしょう。

国が指針を決めているわけですが、国は、指針の作成以上に管理を及ぼすべきであるかという議論はあります。倫理指針を国が決めるのも、国が倫理介入しているんじゃないかという批判もあり得ます。この報告書は、現在のES細胞樹立指針の考え方を一応そのまま持ってきてみましょう。しかし、今のような議論があることから考えて、第三者機関というのをもうちょっと将来について、検討すべき時期にあるんじゃないだろうかと、そういうことだろうと思います。

○福井座長 いかがでしょうか。表面的には確認という言葉ではあっても、町野構成員の御意見だと審査が入るということですが、ただ、「2段階の審査」としてしまうと、両方が全く同じようなことをするようにも見えてしまいますので、一応「手続」ということでいかがでしょうか。

神里構成員、どうぞ。

○神里構成員 第三者機関の話なんですけれども、やはりその話はすごく重要な御提案だと思います。英国のように独立した組織が審査するという方向に持っていくというのは、一つ大きな方針として考えるべきことだと思うんです。なので、今書かれている部分が、最初は最少限に指針をつくるという話から始まっていて、その留意事項の3のところに入っているんですけれども、今後の検討課題として扱うのであれば、ここに入れなくて、もっと後ろのまとめのところの丸を1つふやすなどして、そちらに持っていくというのはいかがでしょうか。

○福井座長 それは考えていただけますでしょうか。その可能性は難しいですか。

○生川審議官 このTFでそういう御指示があれば検討しますが、基本的なこのまとめの考え方は、本文の方に書いてあることをまとめて書かせていただいたということな

ので、もし、まとめに書くんだったら、やっぱりそれ以外の部分で明確に書いた上で、まとめに書くという形にさせていただいた方が、ほかとの整合性がとれるかなというふうには思います。

○加藤構成員 提案なんですが、審査体制について①の中で語るのも、同じ重さに見える可能性があると思うんですが、分けたいかがでしょうか。2として入れるか、あるいはもうちょっと後ろに、同じ(3)の中で。単に切り離して、今の「一方」というのを何かタイトルをつけて。やりにくいですか。

○福井座長 やはり審査体制のことについての文章ではありますね。②にするには何となく関連が大きいかなというふうに思いますが。

先ほどのお話ですけれども、9頁の3行目の「第三者組織等」の第三者の説明が、何かあった方がいいのではないかと。例えばですけれども、各機関や国とは異なるという意味ですよね。それをどれくらい詳細な説明にするかなんですけれども、それに相当するような各機関の倫理審査委員会、あるいは国とは異なる第三者組織という、何かそういうのをつけた方がいいのではないかと御意見だったと思いますので、そこも考えていただいて。

それで、その後は「第三者組織等の活用も視野に」という原山構成員の御意見でしたが、その言葉でよろしいですか。先ほど手続という言葉も使おうとしましたので、「手続」もそのままでいいかもしれないんですけれども、よろしいですか。

○加藤構成員 賛成いたします。ただし、伊藤構成員がおっしゃった、当面は国がしっかりと責任を持ってということ合意しているということで、我々はここで議事として残しておいた上で、そこを詳しく説明するのがよろしいのではないのでしょうか。

○原山構成員 本当に国語の話なんですけれども、先ほどの前の頁の6頁のところの「なお」というところで医療の話をしたので、「なお」という切り返しをしたので、ここも同じく「一方」じゃなく「なお」にして、そうなんだけれどもというふうな切り返しを、そうすると、読む方もここまでが本文であって、次がというふうに、ちょっと国語の問題ですけれども分かりやすくなると思います。

○福井座長 じゃあ、その方向で。

山口構成員、どうぞ。

○山口構成員 意図としてはもうそれで僕は賛成なんですけれども、恐らく伊藤構成員のおっしゃられたところとか、今は2段手続をやられていて、それは合意しているわけで、ただ、将来的課題ですよ、後ろの「一方」。だから「将来的課題」というふうにちょっと一言入れていただければ、僕は今時点では、そのことは結論はしていないというふうな話かなという、ちょっと気がします。

○福井座長 そのパラグラフを「なお」で始めて、それで、しかも「将来の」という、何か分かるような言葉を加えていただいてということをお願いしたいと思います。

それ以外のところはいかがでしょうか。この第3項目めのところですから、10頁の13行目までのところでほかにはいかがでしょう。

神里構成員、どうぞ。

○神里構成員 9頁の5行目から、関連する学会等との連携ということなんですけれども、ここがちょっと読んでいて分かりづらいなと思っていて、8頁目の方に、学会と連携する審査体制の整備が必要であるという話、ここはいいんですけれども、この9頁の今、申し上げた該当部分に関しては、「人文・社会科学系の研究も含む」というのが入っていたりして、そのつながりから14行目を見てみると、「以上のことから、学会だと医療関係団体の意見を踏まえて慎重に行うことが必要である」と。ただし、今話しているのは、これは個々の個別の研究の審査に当たってということであって、その個々の個別の研究計画を見るときに、人文・社会系の学会の意見を踏まえてということでは、ちょっと現実的ではないのかなと思うと、これはもしかしたら委員の構成のことを言っているのかなと、拝察するんですが、ちょっと意味がとりづらいで、教えていただければと思います。

○事務局 事務局でございます。正に神里構成員の御指摘のとおり、前半部分は、委員構成を予見的に書いたところございまして、後半部分は、学会が想定の対象となるかと思います。

○福井座長 確かに委員というのが何となく分かりにくいですね、最初のパラグラフのところ。こういう知見に基づいて決めるべきであるという意味合いに理解される可能性が高いんじゃないかと。確かにこれらが一つひとつ学会と関係しているという、いろいろな種類の研究が挙げられていて、学会との関連が、もう一つ分かりにくいのも事実のように思います。

伊藤構成員、どうぞ。

○伊藤構成員 確かに分かりにくいところだと思いますが、最近様々なところに当事者参加ということが言われていて、多分私もそういうことでここで参加させてもらっているんだと思うのですが、もう一つ、実はこのゲノム編集については、むしろこういう研究分野の方々だけではなくて、例えば今、患者たちも参加して行われているAMED (Japan Agency for Medical Research and Development: 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構)のワークショップの中なのですが、これで研究倫理に関する情報共有と国民理解の推進事業という事業があって、その中のゲノム医療実用化に係るELSI (Ethical Legal and Social Issues: 倫理的・法的・社会的問題)分野ということでの研究発表と、この研究グループからの提言というのも出ているのですけれども、そういうところ、様々なところでいろいろ語られているというものも、ここにいう人文・社会学的研究を含むという意味なのか、それもただ知見というもので吸収するのか、どこかもっと幅広い議論をする場所が必要であるというふうに言っているのかが分かりません。そのあたりも加味してこのところをつくっていただければと思います。

○福井座長 ありがとうございます。

町野構成員。

○町野構成員 今の御提言は非常に貴重だと思いますが、この部分は、個別的な研究審査ですので、今のお話はまとめのあたりで書くのが適当だろうと思います。もしかしたら、このところしか学会関与というのは出てこないようなので、これだけしか記載がなくていいのか、ということも問題です。最初是指針だって学会がつくったかどうかという議論まであったのに、だんだんこうなってしまった。学会ばかりじゃなくて、

一般の人たちのこの問題へのコミットメントも必要だという趣旨のことをまとめか、どこかで書いていただければと思いますけれども。

○福井座長 いかがいたしましょうか。神里構成員がおっしゃったことにつきましては、この最初の段落のところは少し変えられます。学会そのものとの話と、それから知見の話が、同じ②の中に入っているようにも思われますね。

加藤構成員、どうぞ。

○加藤構成員 更に委員の話が入っているんですね。3つのことが入っていて、本来学会との連携というのは、学会そのものの連携だったはずなんですが、ちょっとそれに関しては確かに弱いと思います。

○福井座長 何か御意見ございますでしょうか。

米村構成員、どうぞ。

○米村構成員 私もこの文を改めて読みますと、従前の学会連携の主要な部分が抜け落ちたような書きぶりになっているのが、気になるところです。この段落は、そのまま委員構成に関する記述として残すとして、もう一つ、この②の直後に、従来検討されていたような学会本体との連携が必要であるという内容の記述を加えてはいかがでしょうか。これは独立のパラグラフとして入れる方がよろしいかと思います。

○福井座長 つまり、②のところの6行目から13行目は構成員のこと、あるいは審査に当たって必要な知見なりの一固まりとして、それ以外にその学会との関連につきましては、14行目から17行目を主にして、もし書き加える必要がある文章がありましたら書き加えるということ、米村構成員が今おっしゃったような何か内容がありましたら。

○米村構成員 14行目から17行目は、一応「以上のことから」というまとめのパラグラフですね。ですから、まとめはまとめとしてやっぱり必要であろうと思いますので、そこできちんと受けられるような、学会本体との連携が必要であるという趣旨の記述を、5行目から6行目の間に入れていただくということではいかがでしょうか。

○福井座長 5行目から6行目のところに持ってくると。この文章ですね。それで、「ヒト受精胚への」という今ある6行目から13行目は、構成員なり知見なりのパラグラフにして、それで最後は「以上のことから」というところになるんでしょう。もしそうになると、ここには委員の構成とか知見は、更に何かつけ加える必要があると思いますね、まとめのところ。

先に原山構成員、どうぞ。

○原山構成員 ちょっとこれは構成を変えて、趣旨というのは一つ大きな固まりとして学会との関係というのがあって、学会、それから医療関係団体との関係、まず頭にそれを書いて、ですので、14行から17行のところの「以上のことから」というのを取ってしまって、これを初めの第1段落にしてしまうと、これもちょっと補強しなくちゃいけない。その次のところに、「学会という組織のみならず様々知見が必要であって、だからこの構成員を考えるとときには」と、その最後のところに「国民・患者も含めた」というふうに落とすという、組織からいって知見になって、それで最後は幅広くという、その構成の方が分かりやすいんじゃないかと。

○福井座長 という方向でまとめていただくということによろしいでしょうか、方針的には。

加藤構成員、どうぞ。

○加藤構成員 伊藤構成員のおっしゃることは非常に重要だと思うので、ちょっと議論のために発言しますけれども、そうしますと、今の原山構成員のお話でいくと、「関連する学会等」なんですけれども、「等」でいろいろ受けているとはいえ、「学会・患者関係」、幾つか入れた方がいいのではないかと私は感じたんですが、いかがでしょうか。やっぱり違うことを、学会、ずっとこの親委員会でも議論してきた学会との関係は非常に大きな問題と、それから開かれた議論審査という問題、両方とも非常に重要なことをちょっと同時に議論している気がします。

○福井座長 伊藤構成員、どうぞ。

○伊藤構成員 審査ということでここに書かれていたので、そういう発言になってしまいましたけれども、町野構成員がおっしゃっているように、審査の問題ともう少しもっと大

きな分野というか、土台といいますか、舞台があるので、例えばそういう広いところでということになると、ここではある程度触れておく程度にとどめておいても、最後のまとめか何かのところで、きちんとそういうようなことを書き入れるということの方が、何かおさまりはいいのではないかというかと思います。審査体制のことだけではないわけですから。

○福井座長 米村構成員、どうぞ。

○米村構成員 一応②の部分は、前の8頁の19行目から始まる段落で、具体的には22行目あたりからの記述ですけれども、「ゲノム編集技術等の有用性・安全性に関する最新の知見を踏まえた審査が必要である一方、これら審査に対応できる人材は限られていることから、標準的な審査水準に基づく科学的・倫理的妥当性に関する審査を可能とするために、学会等との連携が必要である」という記載を受けての具体的記載という位置づけになっていますので、ここは、基本的には専門性のある構成員が審査に加わる必要があるという趣旨なんですね。ですから、一般国民や患者の代表者の方にもお入りいただく方が望ましいという内容は、②の学会連携の記述とは別に書いていただく方がいいのではないかという印象を持った次第です。

○福井座長 この8頁の7行目の(3)が倫理審査体制という、かなりフォーカスが合っていますので、確かに米村構成員がおっしゃったような方針の方が分かりやすいようには思いますね、加藤構成員もおっしゃったとおり。

○加藤構成員 賛成いたします。

○福井座長 その方向で少し書く内容をまとめ直していただければと思いますけれども、今のいろいろな御意見を踏まえて。よろしいでしょうか。

時間のこともございまして、もしよろしければ、第4項目の規制の……

○加藤構成員 すみません、どうしても。10頁の遺伝情報の保護、管理、利用とその提供というのがあるんですが、これは確認させていただきたいんですけれども、その提供というのが追記されたんですね。これはどこからどこへの提供の話なのかというのは、書きなさいというよりはここで議論として確認したいんですが。

○福井座長 これは白丸の最初のところですか。

事務局、どうぞ。

○事務局 事務局でございます。こちらは前回の会議で伊藤構成員の方から御指摘がありました、研究によって得られた情報について、患者や提供者に対して情報提供するに当たっては、どのような取扱いが必要なのかという御指摘があったので、その御意見を受けて、こういった言葉をで入れさせていただくことで、指針の中に織り込めるようにしたというのが趣旨でございます。

○福井座長 よろしいでしょうか。

○加藤構成員 受精卵を提供された多分カップルだと思いますが、そのカップルが外に向けて、例えば研究利用のための提供とか、そういうことも暗に入っているのかなと、暗というか、そうではないんですね。

○加藤参事官 ここは基本的に、先ほども申し上げましたように、研究を前提にしておりますので、ほかの臨床医学系指針等は個人情報保護法等に対応して、情報の管理の仕方について規則を守らなければいけない形になっているかと思います。遺伝情報については、特に取扱いを注意しなければいけない形になっておりますので、それで既存の指針についてはそこがもう整備されておりますので、今回ここでの提供というのは、新しくつくる指針においても、その規則はちゃんと守ってくださいという趣旨になるかと思います。

○福井座長 伊藤構成員、どうぞ。

○伊藤構成員 確かに加藤構成員の言うように、ただその提供だけだと相手先は分からないので、何か簡単にでも、つまり当事者というか、そこに情報を返すという意味だったはずなので、このままだと国民全体に情報を提供するのかと受取られても、困るのでということだったと思うのですが。

○加藤参事官 すみません、説明が不足していた点がありますけれども、ここでの提供というのは、提供しろという意味じゃなくて、そういう研究で個人の遺伝情報とかをもし提供する場合には、守るべき規則を指針の方で定めてくださいという趣旨で、ここ

の項目を挙げさせていただいております。あくまでも趣旨は提供しなさいという意味ではなくて、研究で個人情報を提供する場合には、規則がちゃんとないといけないという趣旨と御理解いただければと思います。

○福井座長 検討対象ということで挙げられてはいますけれども。具体的に……

加藤構成員、どうぞ。

○加藤構成員 議事に残れば保護、管理、利用、提供、短い言葉で言われたことを検討しなさいということで、両方入るんじゃないかと思えますし、私は結構です。

○福井座長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、4項目の規制の枠組について、10頁の14行目から11頁の9行目までについて、御意見を伺いたと思います。

石原構成員、どうぞ。

○石原構成員 1点追加をしていただいた方がいいと今気がついたんですが、これはもちろん「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」とありますので、配偶子は対象に入っていないということは当初のところに、最初のころの議論で出ておりましたが、ここにもございますように、日本学術会議のこのところには、括弧内に「ゲノム編集を含めたヒト生殖細胞・受精胚を実験的に操作することに対する云々」ということで、生殖細胞は含めておりますので、このところにつきましては、生殖細胞については別途であるということを追加記載された方がよろしいのではないかと思います。

○福井座長 具体的にはどういうふうにという、すみません。

○加藤構成員 今回、丸が最後に4項目の規制枠組みについてのところで、丸が1、2、3と3個付いておりますが、その中に生殖細胞については全く言及がされておられません。したがって、生殖細胞は、本規制の枠外であるということをやはり書いておかれないと、これは別委員会で、生命倫理専門調査会で今後議論していただくということに多分なっているのだと思いますが、そのことを、これは報告書ですので、記載し

ていただいた方がいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○福井座長 事務局どうぞ。

○事務局 事務局でございます。

資料2の7頁目を御覧ください。上から4行目でございますが、何人かの構成員の方から御指摘を頂いておりまして、配偶子等についても検討すべきということで、4行目のところで「新規作成胚を研究に用いる場合に加えて、ヒト配偶子及びヒト生殖性細胞に係る研究を含むについては、生命倫理専門調査会において、その必要性等について改めて検討を行った後に」というふうな書きぶりで、今後検討するということは明記を、少し前の方でさせていただいております。

○石原構成員 それは了解しているんですけども、それは指針の策定のときの留意事項として書かれているわけですね。規制の枠組みとはちょっと違うんじゃないかなと思った次第です。もしこれで、このままでよろしいと言うのであれば、それで結構です。

○加藤構成員 多分これは前の方で、まずそこに絞るということをした上で、それに関する4ポツの規制の枠組みなので、やはり現状でいいのではないかと私は思います。

○福井座長 よろしいですか。ありがとうございます。

10頁の14行目から11頁の9行目までの規制の枠組みについて、ほかにはいかがでしょうか。

米村構成員、どうぞ。

○米村構成員 今の石原構成員及び加藤構成員の御議論に関してですが、私も加藤構成員の御議論に賛成です。基本的にこの部分は、今回指針化することにした内容について、指針だけで十分かどうかは今後の検討が必要という趣旨であると理解しておりまして、今回、指針をつくらないものについては、その前のところで先ほど事務局から指摘があった部分を含めて、何か所か今後、指針の策定等を検討する必要があるという書きぶりになっていると思いますので、そちらで既に指摘されていることだと理解しております。

○福井座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、5のまとめについてはいかがでしょうか。

○福井座長 加藤構成員、どうぞ。

○加藤構成員 2点ございます。1点は、先ほどから議論した学会との連携の重要性について、もう1度ここで、短くてよいので言及する方がいいのではないかと考えておりました。

2点目は、先ほどからの議論をお聞きして、配偶子等のゲノム編集というのは、本当に今、科学的にどんどん進みそうなので、そのことを親委員会でしっかりすぐに議論するように、すぐと言うか、重要な課題として取上げるようにということも、まとめにあってもいいんじゃないかと思いました。

以上です。

○福井座長 いかがでしょうか。重みづけというか切り口として、もしおかしくなければ、加藤構成員のおっしゃった事柄も最後に入れていただければとは思いますが、何か御意見。

伊藤構成員、どうぞ。

○伊藤構成員 まとめのところでも、学会、研究についてが書かれているわけですが、それだけではなくて、この書かれている問題は、もともと大きな問題ですので、国民的な課題として、研究も進めながら、国民の理解等も得られるような努力、あるいはその意見をここに反映させるという枠組みについて、最後はきちんと触れておいた方がいいのではないかという気がいたします。

○福井座長 原山構成員、どうぞ。

○原山構成員 ちょっと提案なんですけれども、まとめの初めの方には、指針に関することを全部まとめてしまって、その次のところに残された課題として、今、難病等遺伝

性疾患のところの3つ目のポチですね、を持ってきて、その中に先ほどの様々なこれからの残された課題を入れた上で、最後の締めとして、なおこれはこの専門性の話だけではなく、国民のというふうなくくりにするというのはいかがでしょうか。

○福井座長 そのようにまとめていただいたということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

石原構成員、どうぞ。

○石原構成員 1点、つまらないことですが、2つ目の丸ポツの中に、これも気付かなかったんですが、「ヒト及び動物の胎内」、この「胎内」という言葉がありますが、この言葉はいろいろ社会、文化的な含意がある単語だと思いますので、できれば「ヒト及び動物へ移植すること」で十分だと思いますので、そのようにしていただければと思います。

○福井座長 先ほどの本文との整合性の話になりますので、そのようにしていただいてもよろしいですか。

○米村構成員 いや、これは、そのようにするのはまずいと思います。先ほど議論になったのは4頁の注のところですが、これは基礎的研究と臨床利用の大枠の定義の問題ですので、胎内という限定がなくてもまあいいか、というふうに後で思い直しました。しかし、禁止範囲については、やはり「胎内への移植は容認できない」という表現にすべきであると思います。現状は、5頁及び6頁で、研究として行われる臨床利用についても、そうでない医療提供として行われる臨床利用についても、胎内に移植することは容認できないとの結論あるいは見解に至ったという書きぶりになっています。これを受けてのまとめなんですね。ですから、修正するとすれば5頁、6頁の表現をあわせて変えることになりますが、私、やはり「胎内への移植」を明示することが必要だろうと思います。理由は先ほど申し上げたとおりで、クローン技術規制法がそのような規定になっていますし、何かの形で臨床利用することが全部禁止というのは、禁止範囲として広過ぎると思います。先ほど、「個体産生につながる可能性」のある場合を禁止対象にするという御議論がありましたけれども、それは禁止対象の表現としては甚だ不明確ですし、少なくともこのTFの検討結果としては、

いろいろ考えられる臨床利用の中で胎内移植を禁止するという結論であったと思いますので、そのような形で書くのがよいと考えております。

○福井座長 よろしいですか。

同じ、今の点につきまして。

○石原構成員 よろしいですか。この「胎内」というのを除くことによって、趣旨が変わるといふに、私はちょっと思えないのですが、この趣旨が変わりますかね。これを除くことによって。

○米村構成員 変わると思います。クローン技術規制法がその規定を置いている中で、そうではない書き方をすれば、それよりも禁止範囲が広いといふに捉えるのが普通だろうと思います。

○石原構成員 ほかの法律との整合性はちょっとよく分かりません。

○福井座長 山口構成員、どうぞ。

○山口構成員 先ほどの議論で、阿久津構成員がおっしゃった話もちょうと考慮すれば、そのほかの治療というのは、ヒト受精胚というところで、これで規定してしまっているもので、ほかのものについて禁止しているわけではないといふに僕は思います。ですから、禁止しているのは、ヒト受精胚を動物、ヒトの、にんべんの方の体内も含めての禁止だといふふうに理解しております。

○米村構成員 それは結局、クローン技術規制法の規制範囲よりもかなり広い範囲で禁止することが必要になったという御理解ですね。

○山口構成員 そのクローン胚の話のところ、僕は整合性はちょっと分かりません。ただ言っているのは、ここの議論としての結論として禁止すべきというのは、そういうことを禁止したいということを言っている話だといふに思うんですけども、どこかの規制がどうなっている話ではなくて、少なくとも、ゲノム編集したヒト受精胚を動物、あるいはヒトの胎内に移植することは、やっぱり禁止すると、そういう結論であったといふふうに私は思います。

○米村構成員 私はよく理解できないんですけども、先ほど町野構成員が提起されたように、一旦着床させるけれども堕胎させるというような研究も禁止対象にすべきだということについては、コンセンサスがとれているだろうと思います。

その上で、受精胚を使うけれども、しかし胎内移植に当たらないような利用の仕方について、このTFで議論されたのかというと、私は、その議論はなかったという認識でおります。基本的には個体産生につながる利用を禁止するというのが趣旨ですから、先ほど申しましたように、妊娠を成立させるような形で受精胚を利用する臨床利用について、禁止対象にすべきだという議論だったと思います。そのことを忠実に反映したのが「胎内移植」という表現だろうと、私は考えております。

○石原構成員 1つ伺いたいんですけども、米村構成員がイメージされている胎内移植の概念なんですけれども、例えば、腎被膜間への移植であるとか、皮下の脂肪組織内の移植というのは、米村構成員の感覚では胎内移植に入るんでしょうか。

○米村構成員 入ると思っております。先ほど申しましたが、妊娠を成立させる場合は禁止対象にするということです。

○石原構成員 もしそうだとすると、この「胎内の」を除くと、それがさらにどこに広がるのが僕は理解ができません。逆に同じことになるんじゃないかと思うんですが。

○米村構成員 先ほども申しましたが、例えば、受精胚からES細胞を樹立して、それを細胞治療として移植する治療があり得ますし、同様の形で様々な加工を施した受精胚を利用した臨床利用には種々のものがあり得ますので、それらが全部禁止対象に含まれ得るというような表現になるのはまずいと考えております。

○石原構成員 でも、今議論していたのは受精胚の話であって、ESの話とかは全くしていないので、米村構成員の御懸念には及ばないのではないかと私は思うんですが。

○米村構成員 ESを樹立する過程では受精胚をES細胞にしますので、受精胚を利用していることになるんじゃないでしょうか。

○福井座長 いかがですか。専門の構成員方で見解は。

○山口構成員 そこはちょっと違うんではないかなと思います。受精胚をつくって、その後、余剰胚からES細胞をつくられて、ES細胞から例えば網膜細胞をつくるというのも、これは今のこの中には当てはまらない概念だというふうに僕は思いますね。

○米村構成員 そういう仕分けにはなっていないと思います。この報告書では、基本的には臨床利用と基礎的研究という区別を用いておりまして、臨床利用というのは、一応、定義の中に「個体産生につながる」という記載はありますけれども、個別的に個体を産生させない利用形態をすべて排除する前提ではないと思われます。ES細胞の樹立というのは、個体産生につながらないものではあるわけですが、しかし受精胚の臨床利用にはなりますし、類型的にこの報告書での「臨床利用」から外れているということが明確化されているかという、必ずしも明確化はされていないというふうに思います。

○福井座長 加藤構成員、どうぞ。

○加藤構成員 ちょっとこれは事務局にお聞きしたい。ここで丸々の初めのところから、「研究として行われる臨床利用においては」という限定がまずかかっている、そうかけた際には、先ほど私が冒頭で話し始めて議論した、4頁にある臨床利用の定義がそのまま当てはまるわけですね。だから、そこでは「個体産生につながる可能性のある」という限定を付けようということで、先ほど最後に決めたので、後ろではいろいろ言わなくても、それについての4行であるというふうになるんじゃないかと思うんですが、そうしますと、確かに「胎内」がなくても、個体産生につながるものについては、この4行をまとめたというふうにならないでしょうか。

米村構成員、どうぞ。

○米村構成員 皆様方の御議論ですと、現状のクローン技術規制法での禁止範囲に、子宮外に妊娠を成立させる行為は含まれていないという御理解なんではないでしょうか。私は、含まれているという認識でございました。もし、クローン技術規制法で子宮内妊娠しか禁止されていないのだとすると、これは重大な問題であると思います。町野構成員、このあたりはいかがでしょうか。

○町野構成員 それを含めないという趣旨で、あるいはそこまではまだ考えられないだろ

うということで、「胎内着床」にしたと思います。私は法律の人間ですので、こういうやり方というのは、かなり違和感があります。もともと現在考えられることについてだけ対応しようということでした。現在は人工子宮だとか、そういうものは全然考えられないような段階でしたから、そこまで書かなくていいんじゃないかという趣旨であつたのです。それが放任する趣旨かと言われると、いや放任するつもりはないけれども、問題ができれば規制するよということでした。私よく申しますように、モグラたたき方式ですよ。米村構成員の懸念されるのも分かります。

現在のところ、ヒト胚等の着床を禁止しているのは、クローン技術規制法だけです。ゲノム編集技術を用いたヒト受精胚についても、やはり着床を将来禁止すべきだということになれば、これはかなり大きな問題だろうと思います。

そうかといって、米村構成員のように、これだけは最低限規制するんだという考え方と同時に、もうちょっと自由にしたらというそういう考え方も大切だろうと思います。人を産生するような方向の研究を現在規制している法律はクローン技術規制法なのです。ヒト受精胚にゲノム編集技術を用いて人個体を出産させる研究を法的に規制しようとするなら、この方向でまず考えるということになるとは思いますが、その趣旨はクローン技術規制法のそれとはかなり異なったものになると思います。米村構成員がいわれるように、法律によって規制の対象とされていないことは完全に無規制だということになると思います。

○福井座長 原山構成員、どうぞ。

○原山構成員 折衷案じゃないんですけれども、言い方の問題として、「移植」という言葉を使わずにして、「着床」という言葉を使うのが1つかなというのがあります。

それともう1つは、ここで歯止めをかけているのは、4頁の頭にあるところで、基礎的研究を目的とした場合についての焦点なんですけれども、今回、対象としての「生殖補助医療に資する研究」という中に入っているんで、その中での議論というふうに多分、理解できるので、ここでの1つの歯止めがあつた上で、さらに次のところで、「着床」という言葉を使っていると、具体的にどこということ言わずにして理解できるという。多分、皆さんいろんな議論がありますけれども、同じように理解ができるの

ではないかというふうに解釈します。

○福井座長 山口構成員、どうぞ。

○山口構成員 「着床」というのが非常に狭い範囲を意図しているような気がして、何かもとと議論していたよりも、割と限定する書き方にしてしまっているような気がして、私はもとの文章、このままの方がいいような気がしてはいますが。

○福井座長 米村構成員、どうぞ。

○米村構成員 私も基本的には原案どおりがいいと思っているのですが、どうしても「胎内」という表現が気になるという構成員が多いようでしたら、ここで再び「個体産生へつながる利用は容認できない」という書き方にするという考え方は、一応あり得なくはないと思います。

ただ、基本的にはこの部分は禁止範囲を提示する記述ですので、法律ほど強い要請ではありませんが、しかし報告書であっても、禁止範囲は明確化する必要があると思っています。したがって、ここは「おそれ」とか「可能性」という表現では禁止対象行為の特定が不十分だろうと思います。どういう行為を禁止対象にするということは、明確に書いた方がよく、できれば原案維持がよいと考えております。

○福井座長 米村構成員は11頁のところの「胎内」というのを入れて、胎内へ移植することは容認できないという、そのままの方がいいという御意見。

○米村構成員 それが私の中での第1候補ですが、原山構成員の御提案に従って「着床」というふうに言いかえることでもよろしいかと思います。

○福井座長 それはヒト及び…

○山口構成員 ちょっと折衷案みたいな話で恐縮ですけども、今、米村構成員がおっしゃったみたいに「胎内」ととってしまって、「個体産生」という話であれば、むしろ議論の中の割と収束点はそこに来ているような形が気がいたすんですが、いかがでしょうか。

○福井座長 ヒト及び動物に。

○米村構成員 それだと、先ほど町野構成員がおっしゃったような、一旦妊娠を成立させて、途中で墮胎するというようなものは、含まれないことになるんじゃないでしょうか。

○山口構成員 その可能性のあるというというのは、そこまで全部含んでいるというふうに考えられ…

○米村構成員 それが分かりにくくなるんです。可能性ですと。やっぱり禁止範囲は何なのかは、はっきりこういう行為を禁止するというふうに書いてほしいと私は思っております。

○町野構成員 おっしゃるのはよく分かりますけれども、クローン技術規制法の最初の案、いわゆる我々の試案と言われるものは、「産生させることを目的として着床させてはいけない」というふうに書いてあったんですが、それは政府部内で、こういう目的犯のような格好で、主観的な要件で縛り进行けるのは適当でないという意見があり、しかも最初の中絶させるつもりで着床させたかもしれないけれども、もしかしたら生まれてくることもあるんじゃないかということで、あの格好に落ち着いているんだと思います。だから、今、御意見ありましたとおり、可能性があるということで、私は結構じゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○米村構成員 それはまずいと思ひます。

○福井座長 それは個体産生につながる可能性のある、そういう行為だとまずいということですか。

○米村構成員 まずいと思ひます。

○福井座長 どうでしょうか。

伊藤構成員、どうぞ。

○伊藤構成員 専門的なお話で全くついていけなくて申し訳ないのですが、ただ、米村構成員がおっしゃるように、可能性を残すという曖昧なことでいろいろ議論が起こるのなら、はっきりとそれも全部くるめて、それは認めないと受け取れる方が、国民は分かりやすいなと思ひますが。

○福井座長 いずれにしても、「移植」という行為そのものは容認できないと。その「胎内」はどうなったんでしたっけ、結局は。これはもうなくてもいいという話だったんでしたっけ。

○米村構成員 表現としてはなくても構いません。

○福井座長 よろしいですか。もしそうであれば、「ヒト及び動物へ移植することは容認できない」という、こういう文章ということで。

○米村構成員 それが妊娠を成立させないような利用も含んでいると解釈される余地があるとすると、それもまずいので、「胎内」という表現は使わなくても、「妊娠を成立させる場合」に限るということは書き込んでいただきたいと思います。と思っています。

○福井座長 そうですか。

事務局、どうぞ。

○事務局 すみません。事務局が言うのも何ですが、「個体産生につながる可能性のあるヒト及び動物への移植」というような表現ぶりだとどうなんですか。

○米村構成員 それが堕胎させるような場合を含むというふうに解釈できるのかどうかの問題なわけですね。

○町野構成員 いや、それは含むと解釈していいんじゃないでしょうか。つまり、立法者が恐れたのは、これは中絶させるつもりだったよと言われたら、それで全部大丈夫かということが1つやっぱり危惧したところですから、だから、そういうこともあるので、可能性があるということでもいいんじゃないかと思いますけれども。

○米村構成員 一方で禁止範囲が過剰に広がり得ることを阻止し、他方で、禁止範囲が狭過ぎる形になるのを阻止する必要があるんですね。単純に「可能性のある」という表現をすると、どちらにも受け取れるという問題が出てきます。移植して途中で堕胎させるという場合が含まれないのは困りますし、妊娠を成立させない形で利用するのが含まれると解釈されるのも困るわけです。その両方の可能性がないことを明らかにできるような表現を使っていただきたいというのが私の希望でありまして、言

葉足らずなのが一番困るというふうに思います。ですから、詳しく書き込む分には一向に私は異論は申しません。

○福井座長 すみません。最終的に米村構成員の案の文章をちょっと教えていただけませんか。

○米村構成員 私は基本的に現状維持がよいと思っております。

○福井座長 ヒト及び動物の胎内も含めて、の胎内へ移植することは容認できないという御意見ということですが。

○石原構成員 その場合は、この「胎内」という非常に曖昧な言葉の定義をしていただかないとまずいと思います。

○米村構成員 それは、注釈において「子宮内のみならず、妊娠を成立させる場合を広く含む」というふうに書いていただいたらよろしいんじゃないかと思いますが、それではいかがでしょうか。

○石原構成員 ただ言葉としては、私はこれは非常な含意の広い言葉として使われておりますので、社会全般に。そこを私は危惧して申し上げたのであって、構成員方がそれで構わないというのであれば私は構いませんけれども、余りこうした提案するような文章に含まれる、しかも結論の部分に入れる用語として本当に適切なのかということに疑義を持った次第でございます。

○山口構成員 私も同じですね。そのところを曖昧な「胎内」という言葉を本当に定義しないと使えないような言葉として使うのは、余り適切ではないような気がいたします。

○福井座長 事務局、どうぞ。

○加藤参事官 今「胎内に移植する」というのは、クローン技術規制法の第1条の目的の中で表現されているのを、この報告書の中では基本的には使っているということで、事務局の立場としては、この言葉が本当にまずいかというのはやはり、今の現時点での科学的な専門家としての知見で議論があったというふうに私としては思いますけれども、文章としては、必ずしも、おかしいと言われると、そうではない

んじゃないかなと思います。

○福井座長 どうでしょうか。大変難しいんですけれども。残すという案ではいかがですか。それで「胎内」という言葉にもし説明が必要でしたら、注か何かでつけ加えるなりということではいかがかと思いますけれども。

○山口構成員 確認だけなんですけれども、そのクローン技術規制法を私知らないんですけれども、その「胎内の場合」の「胎内」というのは、先ほどいろんな移植方法がある、それも全部含めて入っているというふうに解釈できますか。

○町野構成員 着床の部分はそうです。着床の部分だけです。そして、そのところがにくづきの「胎」を使っています。ですから、米村構成員の言われるのは、やはりそれに合わせたことを考えろと。ということは同時に、どちらの言葉を使おうと、恐らく同じだろうと思うんですけれども、こういう具合の提言をされると、そうすると次に生命倫理専門調査会の方で、指針の内容として、これはクローン技術規制法に倣って着床まで禁止する類の指針をつくらなきゃいけないかという話になるわけです。恐らくこれだけは議論がありますから、結局そうなるだろうと思いますけれども、いずれにせよ、どちらの言葉を使っても、恐らくこれは将来の指針の内容に及ぶことだろうと思うんですけれども。

○福井座長 現在のところは、法律で使われている言葉との整合性をとって使っていた方が無難だとは思いますが。そういうことでよろしいでしょうか。これはこのままでいくということをお願いしたいと思います。

すみません。時間ももう既に超過してしまいましたが、全体を通じまして何か御意見ございますでしょうか。

もしないようでしたら、本日頂きました御意見を反映いたしまして、若干の修正が必要になると思いますが、今後の修正につきましては恐縮ですけれども、私と事務局の方で話し合いをさせていただいてということにしてよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思いますが、また構成員の先生方には、情報を共有しながら、最終版をつくっていきたいというふうに思います。

それでは、議題3のその他につきまして、事務局から今後の予定等を説明していただければと思います。

○加藤参事官 今後の予定について説明させていただきます。

ただいま、この報告書については座長に取りまとめいただくということで、御了解いただけたと思いますので、次の段階としましては、来月1月中に生命倫理専門調査会において、さらに修正された報告書を報告させていただき、御審議いただくようにしたいと思います。

あと、この親委員会の日程については、現在調整中でございます。

また、パブリックコメントも予定しております。パブリックコメント終了後に総合科学技術・イノベーション会議に諮って決定されることになっております。

あと、このTFの次回の日程についてはまだ調整中ですので、今日の時点では、ちょっと具体的な予定等は決まっておりません。

あと、今日のこの会議後の予定で、報告書案につきましては、12月25日月曜日の午前中までにさらに御意見、御質問等ありましたら、事務局まで電子メールで御連絡いただけますようお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○福井座長 大変長い時間、活発な御議論ありがとうございました。

構成員の皆様の御協力で何とか報告書をまとめることができるのではないかと思っております。ありがとうございました。

それでは、時間も過ぎてしまいましたので、本日の議論はここまでとさせていただきます。ありがとうございます。